

U18チーム規程

第1条〔趣旨〕

本規程は、Bクラブが保有する18歳以下のユースチーム（以下「B. LEAGUE U18チーム」という。）に関する事項について定める。

第2条〔保有〕

B 1 リーグの参加資格であるクラブライセンス（以下「Bライセンス」という。）を取得しようとするBクラブは、B. LEAGUE U18チームをライセンス申請者または関連する法人内に置かなければならず、当該チームは、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」という。）が運営する「Team JBA」においてカテゴリー及びチーム区分を「U18」の「BクラブU18チーム」として毎年4月末日までに登録されたチームであることを要する。

第3条〔チーム名〕

B. LEAGUE U18チームのチーム名は、呼称の前後どちらかに「U18」をつけなければならない。

第4条〔保有チーム数〕

Bクラブが保有できるB. LEAGUE U18チームのチーム数は1チームとする。

第5条〔対象年齢〕

B. LEAGUE U18チームに所属する選手の年齢は13歳から18歳までに限るものとする。

第6条〔選手登録〕

- (1) B. LEAGUE U18チームの選手は、JBAの運営する「Team JBA」に選手登録しなければならない。
- (2) 選手登録の期限は毎年5月末日とする。
- (3) 選手登録数は、8名以上18名以下とし、前項に定める期限までに8名以上の登録をしなければならない。なお、JBAの基本規程その他の諸規程又はBリーグ規約その他の諸規程に別段の定めがある場合を除き、B. LEAGUE U18チームに登録をされている選手は、カテゴリーおよびチーム区分を問わず、他チームに登録することはできない。
- (4) B. LEAGUE U18チームの選手として選手登録できる15歳以下の選手は2名までとする。

第7条〔選手募集等〕

Bクラブは、B.LEAGUE U18チームの選手を募集する場合、選手に十分配慮し、B.LEAGUE U18チームに所属する意思を本人およびその保護者に書面により確認するものとする。Bクラブは、当該確認にあたり、当該BクラブがBライセンスを取得できなかった場合、B.LEAGUE U18チームがBリーグ主催の大会に出場できなくなる恐れがあることについて説明しなければならない。

第8条〔ヘッドコーチ〕

- (1) B.LEAGUE U18チームには、JBA公認B級コーチライセンス以上を保有するヘッドコーチを1名置かなければならない。
- (2) ヘッドコーチは、次の各号に定めるコーチと兼務することはできない。
 - ① 当該Bクラブのトップチーム（当該Bクラブにおける最高水準の競技力を保持するチームをいう。）のコーチ
 - ② 他のBクラブ（本号においてはB3クラブを含む）の保有するチームのコーチ
 - ③ 他チーム（カテゴリー、チーム区分を問わない）のヘッドコーチ
- (3) ヘッドコーチに欠員が生じた場合は、1ヶ月以内に代わりとなるものを置かなければならない。
- (4) ヘッドコーチは、JBA、都道府県協会およびBリーグ主催の大会において、病気等正当な理由がある場合を除き、必ずスコアシートに署名しなければならない。
- (5) ヘッドコーチは、第12条に定める活動に常に帯同しなければならない。

第9条〔アシスタントコーチ〕

- (1) B.LEAGUE U18チームには、JBA公認C級コーチライセンス以上を保有するアシスタントコーチを1名以上置かなければならない。
- (2) アシスタントコーチに欠員が生じた場合は、1ヶ月以内に代わりとなるものを置かなければならない。
- (3) アシスタントコーチは、ヘッドコーチ不在時を除き、JBA、都道府県協会およびBリーグ主催の大会において、スコアシートに署名をしてはならない。
- (4) アシスタントコーチは、第12条に定める活動に常に帯同しなければならない。
- (5) 本条第1項の適用については、2024年の登録からとする。

第10条〔トレーナー〕

- (1) B.LEAGUE U18チームには、以下の各号に定めるいずれかの資格を保有し、Bリーグが認めたトレーナーを1名以上置かなければならない。
 - ① Board of Certification資格認定委員会公認のアスレチックトレーナー

- ② 日本体育協会公認のアスレチックトレーナー
 - ③ 理学療法士
 - ④ 柔道整復師
 - ⑤ あん摩マッサージ指圧師
 - ⑥ はり師
 - ⑦ きゅう師
- (2) トレーナーは、他のBクラブ（本項においてはB3クラブを含む）の保有するチームのトレーナーと兼務することはできない。
 - (3) トレーナーに欠員が生じた場合は1ヶ月以内に代わりとなるものを置かなければならない。
 - (4) トレーナーは、第12条に定める活動に常に帯同しなければならない。
 - (5) 本条第1項の適用については、2024年の登録からとする。

第11条〔育成方針〕

Bクラブは、B.LEAGUE U18チームの育成方針を作成し、これに従い運営しなければならない。

第12条〔活動〕

- (1) B.LEAGUE U18チームは、年間を通じて週3日以上かつ月36時間以上活動することを要する。本規程において「活動」とは、練習、試合、トレーニング、合宿、研修、その他選手育成の目的に資する一切の活動を意味する。
- (2) Bクラブは、B.LEAGUE U18チームの活動にあたっては、選手の心身の健康や安全に十分に配慮しなければならない。
- (3) Bクラブは、B.LEAGUE U18チームの活動との関係において、選手がBリーグ規約第3条所定の事項を遵守するよう十分に指導、監督をしなければならない。
- (4) 本条第1項の適用については、2024年4月からの活動とする。

第13条〔報告書等の提出〕

Bクラブは、毎月、B.LEAGUE U18チームの活動予定表および活動報告書を、Bリーグが指定する期日までに提出しなければならない。

第14条〔大会への参加〕

B.LEAGUE U18チームは、原則としてBリーグが主催する大会に参加しなければならない。

第15条〔Bライセンスが取得できなかった場合の取り扱い〕

- (1) Bクラブは、Bライセンスを取得できなかった場合、その保有するB.LEAGUE

U18チームを第2条に定めるカテゴリー・チーム区分に登録することはできず、当該B. LEAGUE U18チームは、Bリーグが主催する大会に参加することはできない。ただし、当該B. LEAGUE U18チームが本規程に定める事項を充足できると理事会が判断したときは、当該Bクラブは、Bライセンスを取得できないことが確定したときから最大3年間、その保有するB. LEAGUE U18チームを「U18」の「BクラブU18チーム」のカテゴリーおよびチーム区分として登録することができるものとし、かかる登録がなされた場合、当該Bクラブの保有するB. LEAGUE U18チームはBリーグの主催する大会に出場することができる。

- (2) 前項に基づき、B. LEAGUE U18チームが、Bリーグが主催する大会に出場できなくなったときは、Bクラブは、選手およびその保護者に速やかに通知しなければならない。

第16条〔罰則〕

- (1) Bクラブ又はB. LEAGUE U18チームが本規程第3条、第5条、第6条、第8条ないし第11条および第12条第1項に違反した場合、クラブライセンス交付規則が定めるところにより、制裁が科され、又は科される可能性がある。
- (2) Bクラブ又はB. LEAGUE U18チームが本規程（前項によりクラブライセンス交付規則違反となる条項を除く）に違反した場合、Bリーグ規約第10章〔制裁〕を適用する。

第17条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

〔制 定〕

2022年8月17日

〔改 正〕

2023年9月1日